



マイナンバー ～オーナー様との関わり～

平成28年1月にマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づくマイナンバー制度が始まってから9ヶ月経ちました。この制度の目的は、住民票を持つ個人全員にマイナンバー（個人番号）を付与することで、社会保障、税及び災害対策の分野において行政事務の効率化と正確な所得把握を可能とし、給付と負担の公平化を図るというものです。本年9月には、平成29年7月から保育所の申込みや児童手当の申請手続きをインターネットで済ませられるサービスを開始すると政府から発表がありました。また、法人等の団体に対して、主として税に関する行政手続のために法人番号が与えられ、一般に公表されています。他にも、各種申請書類の添付書類の削減や行政手続の簡素化によって国民の利便性が向上し、インターネットを通じて行政機関が持っている自分の情報を確認することができるようになりますとされています。

しかしながら一方で、マイナンバーが記載された通知カードが各世帯に届けられはじめた昨年の報道でも見られたように、個人情報網羅的に把握される可能性やその漏えいが危惧されています。実際に問題はないのでしょうか。安全性が担保されるような仕組みがあるのでしょうか。これから年末を迎え本格的にマイナンバーを記載した書類を提出する時期になりますが、今回不動産オーナーの皆様に関わりのある2つの手続きについて確認してみたいと思います。

マイナンバー ガイドライン

マイナンバー法のもとで新たに設置された特定個人情報保護委員会（現在は個人情報保護委員会に改組）から「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」が公表されています。これはこの委員会がマイナンバー法の法令違反について監視・監督する際の判断基準となるもので、マイナンバーを扱う事業者にとって最も重要な指針です。そのなかで、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の提供制限と安全管理措置について以下のことが定められています。

本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要があります。

年末から翌年1月31日にかけて法定調書等の国税関連の提出書類を作成する時期になります。その中で「不動産の使用料等の支払調書」については、他の一部の法定調書と違い3年間のマイナンバーの記載を猶予する規定が設けられていません。そのため、不動産を賃借しこの支払調書の提出要件を満たす事業者は、オーナー様からマイナンバーを取得する必要があります。借主が以下の2ケースに該当する場合は、オーナー様へ提供依頼があります。



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 太田

- ①法人で、年間の支払金額の合計が15万円を超えるもの
 - ②不動産業者の個人（一部仲介業者等除く）で、年間の支払金額の合計が15万円を超えるもの
- そして、マイナンバーの提供を受ける場合には本人確認が必要とされており、オーナー様は次の2つの方法で対応することが求められます。
- ①オーナー様が対面・郵送で提供する場合（郵送の場合は書類の写し）
 - 1 個人番号カードのみ
 - 2 通知カード+運転免許証または旅券等
 - 3 住民票の写し等+運転免許証または旅券等

※2, 3については+健康保険証等2点での例外措置あり
 - ②オーナー様の代理人が対面・郵送で提供する場合（郵送の場合は書類の写し）
 - 1 委任状等+代理人の運転免許証または旅券等（①と同様の例外措置あり）+本人の個人番号カード、通知カードまたは住民票の写し等

厳格な要件ですが、逆に言うとこれらの方法で提供依頼を受けた場合は、必要な手続きがとられていると判断できます。

個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②安全管理措置に関する委託契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

オーナー様のなかには、源泉徴収や社会保険関係で他人のマイナンバーを利用する事務の全部又は一部を税理士や社会保険労務士の先生にお願いしている方がいらっしゃると思いますが、それはこの委託に当たります。とくに②の委託契約の内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならないと定めています。そして、オーナー様は委託先だけではなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負うこととなります。

現在の契約内容を確認して、契約書を作成し直したり別途合意書を作るといった対策が必要になります。

オーナー様にとってのマイナンバー

以上のように見てきますと、マイナンバー法には違反した場合の懲役や罰金といった厳しい罰則や立入検査権を持つ個人情報保護委員会の規定もありますが、やはり根底ではマイナンバーを扱う事業者の行為によってその安全が守られていることがよく分かります。

オーナー様におかれましては、大事な資産を守るのと同様の気持ちでマイナンバーを取り扱っていただきたく思います。